

## 酸素欠乏危険作業チェックリスト

区分		チェックポイント	良否	改善事項
環境	設備・環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・酸素危険場所またはこれに隣接する場所では、立ち入り禁止の表示を行っているか。</li> <li>・はしご、繊維ロープなどの避難用具を備えているか。</li> <li>・冷蔵室などに係る必要な措置を講じているか。</li> <li>・ガス漏出防止措置を講じているか。</li> <li>・ガス排出に係る必要な措置を講じているか。</li> <li>・空気の希薄化の防止措置を講じているか。</li> <li>・地下室などに係る必要な措置を講じているか。</li> </ul>		
	環境測定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業開始前に、空気中の酸素、硫化水素の濃度を測定しているか。</li> <li>・測定記録を3年間保存しているか。</li> <li>・測定器具を整備しているか。</li> </ul>		
	調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・メタン、炭酸ガスが突出する恐れのある場所では、ボーリングなどにより、ガスの有無及び状態を調査しているか。</li> <li>・圧気工法による作業を行う場合、空気の漏出の有無、程度、濃度などを調査しているか。</li> </ul>		
作業管理	資格等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・酸素欠乏危険作業主任者（第1種、第2種）を選任しているか。</li> <li>・作業主任者は所定の職務を励行しているか。</li> <li>・特別教育を実施しているか。</li> </ul>		
	作業方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業標準に基づいた安全な方法で作業を行っているか。</li> <li>・空気中の酸素濃度を18%以上に保つよう、換気を行っているか。</li> <li>・空気中の硫化水素の濃度を100万分の10以下に保つよう、換気を行っているか。</li> <li>・空気呼吸器などの保護具を使用しているか。</li> <li>・酸素欠乏などによって転落する恐れのある場合には、安全帯、命綱などを使用しているか。</li> <li>・空気呼吸器や安全帯などの保護具を作業開始前に点検し、異常があれば補修、取り換えを行っているか。</li> <li>・作業場入退場時に人員を点検しているか。</li> <li>・近接する作業場と連絡を取り合っているか。</li> <li>・作業中、監視人などを配置しているか。</li> <li>・溶接に係る必要な措置を講じているか。</li> <li>・設備の改造などの作業に、法的な措置を講じているか。</li> <li>・事故などの報告を労働基準監督署長に行っているか。</li> </ul>		
	職場巡視	<ul style="list-style-type: none"> <li>・始業点検、定期点検、随時点検を行っているか。</li> <li>・職場巡視者を決めているか。</li> <li>・巡視記録を保存しているか。</li> <li>・前回の巡視で指摘された改善事項を処理しているか。</li> </ul>		
健康管理	診察等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・酸素欠乏症などにかかった作業者を、直ちに医師の診察、処置を受けさせるようになっているか。</li> <li>・作業中の作業者が、息苦しくなったり、気分が悪くなったりしてはいないか。</li> </ul>		